

お詫びと訂正

雑誌『小児外科』57 巻 10 号（2025 年 10 月号）

内ヶ崎西作先生 ご論文「死亡診断書記載の問題点」（p1050～1055）に、下記通り誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

p1052 図 2 タイトル

【誤】図 2 医師法施行規則に定められた死亡診断書の書式

【正】図 2 医師法施行規則に定められた死亡診断書の書式（最新のもの）

p1053 右段上から 2 行目

【誤】

⑫ 修正せざるを得ず修正印を押す場合には、自署名があっても医師の氏名欄には捺印する（捺印がなければ、勝手に誰かが修正したと判断される可能性がある）。

【正】

⑫ 修正せざるを得ず修正印を押す場合には、自署名があっても医師の氏名欄には捺印していたが、令和 2（2020）年の改正により、修正印の押印は不要となり、代わりに修正箇所周辺の余白に署名することとなった。また同改正により、改正前の書式使用時を除き、最下段の氏名は必ず自署名することとなった²⁾（図 2）。

【先生からの補足】

「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」（令和 2 年厚生労働省令第 208 号）により、記名押印（印刷やゴム印の氏名に押印すること）は不可となりました。従って、最下段の氏名欄には必ず自署することになりました。署名押印は禁止されておりませんので、印を押しても問題はありません。また、修正印に関しても不要とされ、修正した周囲の余白に署名するよう指導されています。しかし署名押印している場合には修正印を押しても問題ありません。